

(目的)

第 1 条 この規則は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 130 条第 3 項の規定に基づき、議会の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(傍聴人の定員)

第 2 条 傍聴席の定員は 35 人とする。

2 議長は必要があると認めるときは前項の定員を制限することができる。

(傍聴の手続き)

第 3 条 会議を傍聴しようとする者は、所定の場所で氏名を先着名簿に記入しなければならない。

2 傍聴は、先着順とする。

(議場への入場禁止)

第 4 条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 5 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙等の意思を表示するものを携帯している者
- (3) 威圧的な服装をしているもの又はその類を着用している者
- (4) ラジオその他の音響装置の類又は楽器等の大きな音のする物を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、議事を妨害するおそれのある者

2 議長は、必要と認めるときには、傍聴人に対し、係員をして、前項第 1 号から第 4 号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第 6 条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

- (2)大きな声や音を発する等、騒ぎ立てないこと。
- (3)威圧的な行動をしないこと。
- (4)飲食又は、喫煙をしないこと。
- (5)みだりに席を離れないこと。
- (6)携帯電話等を使用しないこと。
- (7)その他議場の秩序を乱し、又は議場の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人の退場)

第 7 条 傍聴人は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに退場しなければならない。

- (1)議長が秘密会であることを宣告し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2)傍聴人がこの規則に違反し、議長が退場を命じたとき。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 10 月 30 日議会規則第 1 号）

この規則は、平成 20 年 11 月 1 日から施行する。